

グリーンファイナンスの普及・拡大促進事業



【令和8年度要求額 700百万円（700百万円）】

グリーンファイナンスの健全かつ適切な拡大とESG金融の主流化に向けた取組を推進します。

1. 事業目的

2035年度温室効果ガス60%削減、2040年度73%削減や2050年カーボンニュートラルの国際公約の達成に向けた今後10年間で150兆円超の投資実現のために、グリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大とESG金融の普及・実践を促進する。

2. 事業内容

我が国における脱炭素化に向けては、グリーンファイナンス市場の健全かつ適切な拡大と、ESG金融の主流化が必要。本事業では、グリーンファイナンス市場における新規市場参加者の裾野拡大やグリーン性の担保とともに、ESG金融の普及・実践に取り組む。

- (1) グリーンファイナンス市場環境整備事業（委託）
 - ・国内外の市場動向、取組事例や手法等の収集・分析、情報発信、市場整備方策検討
 - ・金融機関の投融資先排出量算定・削減方策検討・開示促進
- (2) グリーンファイナンス市場拡大促進事業（委託・補助）
 - ・グリーンボンド等の発行支援を行う者を登録するサポーターズ制度の運営
 - ・資金調達時の追加的外部レビュー費用等の補助、先進事例の発掘等
- (3) ESG地域金融実践促進事業（委託）
 - ・地域金融機関が直面する経営課題の調査・分析、個別のコンサル支援による優良事例創出、普及啓発
- (4) ESG金融主流化事業（委託）
 - ・ESG金融に関する統一的な情報発信や優良事例の展開

3. 事業スキーム

■事業形態	委託事業	■事業形態	間接補助事業（補助率：外部レビュー費用 3/10又は6/10、コンサルティング費用 5/10、上限：20百万円）
■委託先	民間事業者・非営利団体等	■補助対象	民間事業者・団体等（登録を受けた調達支援者）
■実施期間	令和5年度～令和9年度	■実施期間	令和5年度～令和9年度

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省 大臣官房 総合環境政策統括官グループ 環境経済課 環境金融推進室 電話：03-5521-8240